

## 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用料金表

通所リハビリテーションサービスをご利用の際には、介護給付にかかる自己負担分（基本料と加算）と保険給付対象外の費用（食費など）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

介護予防）通所リハビリテーション費（基本料）は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。介護保険負担割合証に記載された割合（1割、2割、3割）が利用者負担となります。ただし、介護保険給付の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

## (1) 通所リハビリテーション利用料金

## 【基本部分】

所要時間 (一回あたり)	要介護度	利用者負担金		
		1割負担	2割負担	3割負担
2時間以上 3時間未満	要介護1	380	760	1,140
	要介護2	436	872	1,308
	要介護3	494	988	1,482
	要介護4	551	1,102	1,653
	要介護5	608	1,216	1,824
3時間以上 4時間未満	要介護1	483	966	1,449
	要介護2	561	1,122	1,683
	要介護3	638	1,276	1,914
	要介護4	738	1,476	2,214
	要介護5	836	1,672	2,508
4時間以上 5時間未満	要介護1	549	1,098	1,647
	要介護2	637	1,274	1,911
	要介護3	725	1,450	2,175
	要介護4	838	1,676	2,514
	要介護5	950	1,900	2,850
5時間以上 6時間未満	要介護1	618	1,236	1,854
	要介護2	733	1,466	2,199
	要介護3	846	1,692	2,538
	要介護4	980	1,960	2,940
	要介護5	1,112	2,224	3,336
6時間以上 7時間未満	要介護1	710	1,420	2,130
	要介護2	844	1,688	2,532
	要介護3	974	1,948	2,922
	要介護4	1,129	2,258	3,387
	要介護5	1,281	2,562	3,843

\* サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けられた時間数によるものです。利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所リハビリテーション計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

【加算料金】

加算の種類		加算額	加算要件
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	12	円/日 リハビリテーションに関わる専門職の配置や、リハビリテーションマネジメントに基づいてサービスを提供している場合
	4時間以上5時間未満	16	
	5時間以上6時間未満	20	
	6時間以上7時間未満	24	
入浴介助加算	(Ⅰ)	40	円/日 入浴介助を行った場合 個別入浴計画に基づく入浴介助の場合
	(Ⅱ)	60	
リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ 開始日から6月以内	560	円/月 医師、理学療法士等と共同して、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合。 (ロ)は厚労省のデータ提出とフィードバックによるPCDAサイクルを推進している場合
	(A)イ 開始日から6月超	240	
	(A)ロ 開始日から6月以内	593	
	(A)ロ 開始日から6月超	273	
	(B)イ 開始日から6月以内	830	
	(B)イ 開始日から6月超	510	
	(B)ロ 開始日から6月以内	863	
	(B)ロ 開始日から6月超	543	
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110	円/日 退院(所)日又は認定日から3月以内
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)		円/日 退院(所)日又は通所開始開始日から起算して3月以内
	(Ⅱ)		
生活行為向上リハビリテーション実施加算		1,250	円/月 生活行為目標計画支援、開始日から6月以内
若年性認知症利用者受入加算		60	円/日 利用者様の特性やニーズに応じたサービス
栄養アセスメント加算		50	円/月 栄養改善サービスの提供と必要時訪問
栄養改善加算(低栄養状態にある利用者)		200	円/月 2回 への栄養改善サービスおよび訪問(限度)
口腔・栄養スクリーニング加算 *6月に1回を限度	(Ⅰ)	20	円/ 6月 ①口腔状態②栄養状態をケアマネに情報提供 ① または②をケアマネに情報提供
	(Ⅱ)	5	
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	150	2回/ 月 口腔清掃の指導や実施(月2回を限度) 上記に厚労省へのデータ提出
	(Ⅱ)	160	
重症療養加算(要介護3~5のみ)		100	円/日 厚生労働大臣の定める状態の利用者に計画的医学管理のもと通所リハの提供
中重度者ケア体制加算		20	1回/ 日 中重度の要介護者を受け入れる体制の構築
科学的介護推進体制加算		40	円/月 厚労省へのデータ提出等体制
送迎減算		-47	円/ 片道 事業所が送迎を行わない場合
社会参加支援加算⇒移行支援加算		12	円/日 リハビリテーションを行い、社会参加などを支援
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22	円/日 介護職員総数のうち介護福祉士が厚労省基準の配置をしている
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×0.047	介護職員の雇用管理改善計画がある ※区分支給限度額の算定対象から除かれます。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×0.020	

(2) 介護予防通所リハビリテーションの利用料  
【基本部分】

項目	利用者負担金			
	介護度	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,053	4,106	6,159
	要支援2	3,999	7,998	11,997

【加算】

項目		加算額		算定要件
生活行為向上リハビリテーション実施加算		562	円/月	開始日から6月以内
若年性認知症利用者受入加算		240	円/月	
利用減算	要支援1	-20	円/月	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合
	要支援2	-40		
運動器機能向上加算		225	円/月	心身状態の維持又は向上の個別的なリハビリ実施
栄養アセスメント加算		50	円/月	
栄養改善加算		200	円/月	低栄養状態にある利用者への栄養改善サービス
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)	20	円/6月に	①口腔状態②栄養状態をケアマネに情報提供
	(II)	5	一回	① または②をケアマネに情報提供
口腔機能向上加算	(I)	150	円/月	口腔清掃の指導や実施を行った場合
	(II)	160	2回	上記に加えて厚労省のデータ提出
選択的サービス複数実施加算	(I)	480	円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のいずれかから2つの組み合わせ
	(II)	700	円/月	上記3つすべての提供
事業所評価加算		120	円/月	
科学的介護推進体制加算		40	円/月	厚労省へのデータ提出等体制
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	88	円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	要支援2	176	円/月	
介護職員改善処遇改善加算		所定単位×0.047		当該加算の算定要件を満たす場合 ※区分支給限度額の算定対象から除かれます。
介護職員等特定処遇改善加算		所定単位×0.020		

(3) その他の費用

日常生活費	31円(1日につき)	身の回り品の費用	シャンプー、リンス、ボディソープ、ティッシュペーパー、歯ブラシなど
教養娯楽費	72円(1日につき)	レクリエーションや行事の費用	①レクリエーション(色画用紙、折り紙、サインペン、マジック、色鉛筆、おやつ作り材料、園芸レク材料)など。②行事費用(お誕生日会、季節行事)などの費用。③写真データ(プリントアウトの場合は別途費用をいただきます)
食費	昼食費(おやつ代含む)630円		
理美容費	カットと顔そり2,500円、カットのみ2,000円、顔そりのみ500円		